

佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る
企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託業務内容説明書

1. 業務委託名 佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 委託場所 栃木県佐野市

3. 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 目的

「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト事業を積極的に推進するため、この事業の趣旨に賛同し、寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行うなど、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、多くの企業から企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、自主財源を捻出することを目的とする。また、この寄附をきっかけとした、本市と寄附企業との連携や、情報発信の提案などをとおして「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトの更なる関係人口の創出と拡大を図る。

5. 「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトの概要

別紙「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト概要書のとおり。

6. 前提条件

本業務は、佐野市(以下、「本市」という)の寄附対象プロジェクトのうち「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト事業について、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。そのため、本事業以外の「佐野市まち・ひと・しごと創生推進計画」の対象事業への寄附については、対象とならないものとする。

7. 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、見積書に受託料率を示すこと。なお、寄附獲得に係る費用については、委託料に含むこととする。

・計算式は、寄附金額×委託料率（※1円未満の単位は切り捨て）とする。

・上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

(2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の 20%以内(消費税及び地方消費税別)とする。

(3) 受託者が紹介した寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

8. 予算額(委託料の上限額)

1,100,000円(税込)

上限額を超える寄附が見込まれる場合は、寄附の受け入れ前に協議すること。必要に応じ補正予算等により予算額を変更するものとする。

9. 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

- (1)寄附見込企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務(事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。)
- (2)前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を本市に取次ぐ業務
- (3)企業データを調査分析の上、寄附依頼企業リストの作成や、事業紹介パンフレット等を受託者の費用負担で制作する業務
- (4)寄附依頼企業に対して、ノウハウを活かした手法により能動的に、本市への寄附を提案する業務
- (5)ベネフィットについての企画や協力を本市と調整し、寄附企業へ提案する業務
- (6)「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトの更なる関係人口の創出と拡大を図るため、本市と寄附企業が、この寄附をきっかけとした連携や、情報発信の提案等を行う業務
- (7)前号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務

10. 業務管理

- (1)契約締結後速やかに、業務内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2)業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこと。
- (3)本業務における成果品として、次のものを紙媒体及び電子データにより納品すること。

業務報告書:実施した業務の内容、寄附実績等についてまとめたもの。

紙媒体:1部

電子データ:1部(DVD-R等の媒体による。)

11. 関係法令

受託者は、本業務の遂行に当たり、本業務内容説明書のほか、関係法令等を遵守するものとする。

12. 機密の保持

- (1)受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。(本業務終了後も同様とする。)

(2)受託者は、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(3)受託者は、市の承諾なく、成果品(未完成の成果品を含む。)を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

13. 一括再委託の禁止

(1)受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2)受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、第三者の商号又は名称その他必要な事項を本市に通知し、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

14. その他

(1)この契約により作成される成果品の権利は市に帰属するものとする。

(2)本業務内容説明書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本業務内容説明書に定めのない事項については、市と受託者の協議により決定するものとする。